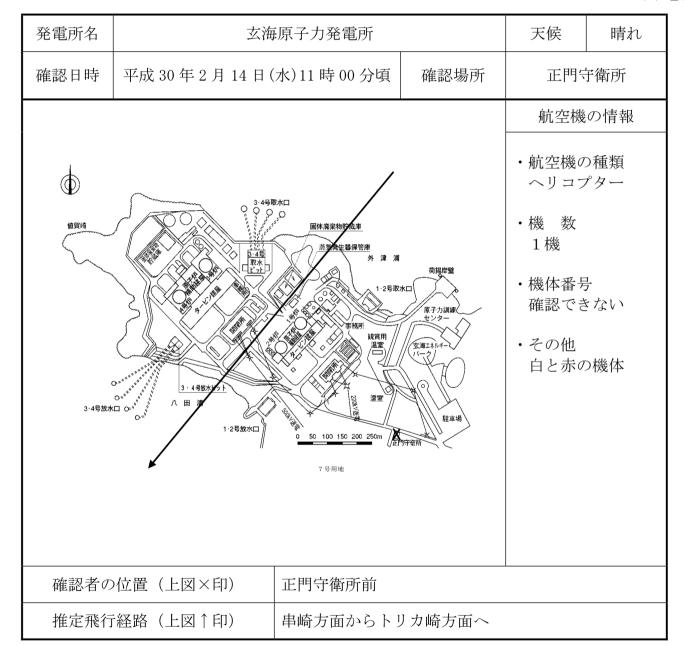
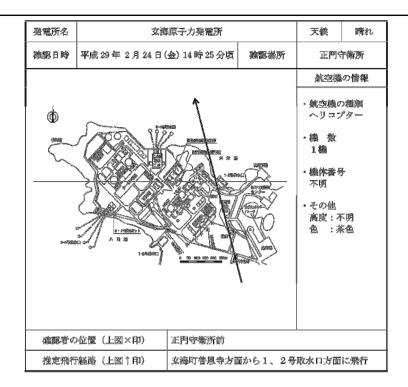
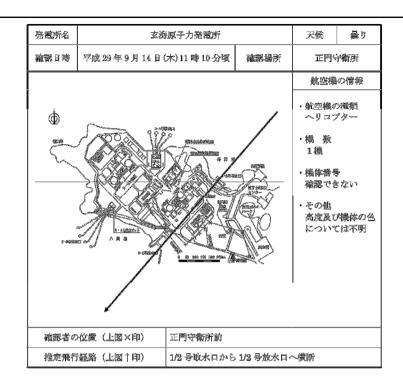
施設付近上空の航空機飛行確認連絡票

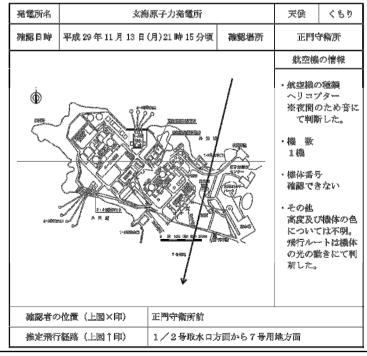
平成30年2月14日九州電力株式会社





発電所名	玄海原子力発電所			天候	晴れ
確認日時	平成29年8月22日(火)10時05分頃	確認場所	正門守衛所	
1 4 5 7 5 10 M					の情報 の情報 アター 子 きない
P-45833	A R 19	2 1 100 TO 000 TO	Managar Managa	・その他 白の機 赤の縦 ³	•
確認者の	位置(上図×印)	正門守衛所前			
維定飛行	経路(上图↑印)	下宮地区から波戸岬方面へ			







◆2012年7月22日(日)しんぶん赤旗

伊方原発上空飛ぶ危険 オスプレイ 普天間〜岩国間で訓練 88年 間近に米ヘリ墜落

(写真)伊方原発。×がCH53Dへリの第1衝突点。その後、山頂を越えて反対側に飛び越えた

https://www.jcp.or.jp/akahata/aik12/2012-07-22/2012072201_01_1.html

- ●航空法(昭和27年法律第231号)
- (飛行の禁止区域)第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。
- ●運輸省航空局長通達 (昭和四十四年七月五日付) 「原子力関係施設上空の飛行規制について」
- 1 <u>施設付近の上空の飛行は、できる限り</u> 避けさせること。
- ※ 国土交通省航空局長通達「原子力施設上空の飛行規制について」 (平成十三年十月十六日付)=同内容
- ●「経済産業省原子力安全・保安院課長通知(平成13年4月2日付けNISA-181a-02-3)に基づく原子力施設上空の飛行を認めた場合の連絡」として、「施設付近上空の航空機飛行確認連絡票」を、原子力事業者は報告を国にあげることになっている。
- ●原子力規制委員会は「玄海原子力発電所上空を航空機が飛行した旨の連絡を受領」として、連絡票をホームページで公開。

自衛隊の通達

(例規99)

陸幕航第59号 昭和44年2月6日

 陸
 上
 総
 司
 令
 官

 各
 方
 面
 総
 監

 中
 央
 管
 制
 気
 象
 隊
 長

 航
 空
 学
 校
 長

陸上幕僚長の命により 総務課長

原子力関連施設上空の飛行制限について(通達)

改正 平成10年3月23日陸幕運第145号 改正 平成19年1月9日陸幕法第 1号 改正 平成19年3月28日陸幕法第 61号 改正 平成21年2月3日陸幕法第 10号 改正 平成30年3月14日陸幕法第104号

標記について、さきに防衛事務次官の指示に基づきその実施について通達したところであるが、その後さらに細部について示されたので、今後下記により実施されたい。 なお、陸幕航第583号(43.9.2)は廃止する。

記

- 1 原子力関連施設上空の飛行は、原則として行わないものとする。
- 2 管制機関の指示又は原子力関連施設の位置等の関係から、やむを得ずその上空を 飛行する必要がある場合には、動力装置の停止等緊急事態が発生してもこれらの施 設に危害を及ぼさないような高度及び経路で飛行するものとする。
- 3 原子力関連施設は航空路図誌(防衛省監修)に記載され、その設置・廃止等の状況は逐次追録されるので、関係者に当該施設の位置を周知徹底させるものとする。

http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/f_fd/1968/fz19690206_00059_000.pdf

在日米軍についての日米合意

■在日米軍による低空飛行訓練について 平成11年1月14日、日米合同委員会は、在日米軍 による低空飛行訓練について別紙を公表することに 合意した。

なお、日米両国政府は、今後、必要に応じ、低空飛行訓練について協議していくこととなっている。

「在日米軍の航空機は、原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を、安全かつ実際的な形で回避し、 人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物(学校、病院等)に妥当な考慮を払う。」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_hikou.html

航空機落下確率 - 玄海原発審査書p81(通しページ:221)

3. 飛来物(航空機落下等)については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価について(平成 14·07·29 原院第 4 号)」等に基づき、航空機落下確率を評価した結果、

3号炉は 約 6.4×10-8 回/炉·年、 4号炉は 約 5.9×10-8 回/炉·年であり、

防護設計の要否判断の基準である

10-7回/炉·年を超えないため(1000万分の1以下) 航空機落下による防護については、 設計上考慮する必要はない。

https://www.nsr.go.jp/data/000126300.pdf

原子力発電等に関する要請書

原子力発電関係団体協議



会	長	鹿児島県	知事	三万			訓
副会	長	島根県	知 事	丸	Щ	達	也
		北海道	知 事	鈴	木	直	道
		青森県	知 事	\equiv	村	申	吾
		宮城県	知 事	村	井	嘉	浩
		福島県	知 事	内	堀	雅	雄
		茨城県	知 事	大井	‡ Л[和	彦
		新潟県	知 事	花	角	英	世
		石川県	知 事	谷	本	正	憲
		福井県	知 事	杉	本	達	治
		山口県	知 事	村	岡	嗣	政
		愛媛県	知 事	中	村	時	広
		佐賀県	知 事	Щ	П	祥	義

(3)航空機落下及びテロの 未然防止に関する事項

① 航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周辺上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に係る最低安全高度の設定について、早急に法制化又は諸規制を行うこと。